



# ～成人年齢の引き下げによる相続・贈与の影響～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



民法改正により、令和4年4月1日以後は、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。相続や贈与に関する民法・税法でも20歳を基準としていたものが、改正で18歳となりました。

## 【相続税の未成年者控除】

改正前、相続開始日時点で20歳未満の相続人は、20歳に達するまでの年数(1年未満端数切上げ)に10万円を乗じた金額が、未成年者控除として相続税額から控除されます。改正後は、18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額となります。18歳・19歳の相続人は未成年者控除が受けられなくなり、17歳以下の相続人は改正前に比べて控除額が2年分(20万円)少なくなり、その分相続税の増税になります。

## 【暦年課税制度】

改正前、20歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母など)から暦年課税制度で贈与を受けた場合、通常の贈与税の税率よりも安い特例税率が適用されます。改正後は、この特例税率が使える受贈者の年齢要件が18歳以上へと引き下げられます。

## 【相続時精算課税制度】

改正前、相続時精算課税制度は、原則60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。改正後は、受贈者の年齢要件が18歳以上となり改正前より2年早くこの制度を利用することができます。

## 【住宅取得等資金の一括贈与の非課税制度】

改正前、20歳以上の者が、父母や祖父母など直系尊属から金銭の贈与を受けマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合、一定の要件を満たすときは、贈与受けた金銭のうち一定額までは贈与税が非課税となります。この受贈者の年齢要件が、改正後の贈与分から18歳以上に引き下げられます。

## 【遺産分割協議】

未成年者は、単独では有効な法律行為をすることができません。したがって、20歳未満の相続人は、遺産分割協議ができず、その法定代理人が遺産分割協議に参加しなければなりません。通常は親権者が法定代理人となりますですが、親権者も相続人のときは利益相反が生じるので、家庭裁判所に特別代理人の選任を申し立て、選任された特別代理人が未成年者の代理で遺産分割協議に参加する必要があります。改正後は、遺産分割協議を行う場合は、相続開始日が改正前か改正後かを問わず、分割協議の時点で、18歳以上であれば、代理人を立てることなく遺産分割協議に参加することができます。

## 【相続放棄】

相続放棄も法律行為であるため、改正前は20歳未満の者は自らこれを行ふことができましたが、改正後は18歳以上であれば可能です。また、相続・贈与とは関係はありませんが、不動産売買契約や賃貸借契約、保険契約など、18歳以上であれば様々な契約行為が単独で可能となります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp